

調書(決定)

事件の表示 令和元年(行ヒ)第201号

決定日 令和1年8月20日

裁判所 最高裁判所第三小法廷

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

原判決の表示 大阪高等裁判所平成30年(行コ)第124号(平成31年3月14日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和1年8月20日

最高裁判所第三小法廷

当事者目録

申立人 株式会社X1

申立人 株式会社X2

相手方 大阪府

同代表者兼処分行政庁 大阪府労働委員会

同補助参加人 Z1労働組合Z2支部